

土 総 第 4 8 号

平成31年4月11日

島根県建設産業団体連合会会長 様

島 根 県 土 木 部 長

(土木総務課建設産業対策室)



低入札価格調査制度における調査基準価格（WTO対象の工事のみ）の算  
定式における基準範囲の上限の改正について（通知）

低入札価格調査制度における調査基準価格の算定式における基準範囲について、別添  
1のとおり改正し、平成31年4月15日以降に入札公告を行う工事から対象とするこ  
ととしましたのでお知らせします。

## 低入札価格調査制度における調査基準価格の算定式の改正について

H31.4.11  
 総務部  
 防災部  
 農林水産部  
 土木部

## 1 改正内容

島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領第4条で別に定めることとしている調査基準価格の算定式のうち「WTO対象の工事」について、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（公契連モデル）」に準拠して低入札価格調査基準の範囲の上限を引き上げる。

改 正	現 行
<p>(1) WTO対象以外の工事（現行どおり）</p> <p>計算式= (①+②+③+④) × 1.08</p> <p>①直接工事費 の100%</p> <p>②共通仮設費 の90%</p> <p>③現場管理費 の80%</p> <p>④一般管理費等の70%</p> <p>ただし、計算式により算出した額が予定価格の10分の8を下回る場合は10分の8とする。</p> <p>※いずれも、概ねの数値</p>	<p>(1) WTO対象以外の工事</p> <p>計算式= (①+②+③+④) × 1.08</p> <p>①直接工事費 の100%</p> <p>②共通仮設費 の90%</p> <p>③現場管理費 の80%</p> <p>④一般管理費等の70%</p> <p>ただし、計算式により算出した額が予定価格の10分の8を下回る場合は10分の8とする。</p> <p>※いずれも、概ねの数値</p>
<p>(2) WTO対象の工事</p> <p>計算式= (①+②+③+④) × 1.08</p> <p>①直接工事費 の97%</p> <p>②共通仮設費 の90%</p> <p>③現場管理費 の90%</p> <p>④一般管理費等の55%</p> <p>ただし、計算式により算出した額が予定価格の10分の8を下回る場合は10分の8とし、予定価格の10分の9.2を超える場合は10分の9.2とする。</p> <p>※いずれも、概ねの数値</p>	<p>(2) WTO対象の工事</p> <p>計算式= (①+②+③+④) × 1.08</p> <p>①直接工事費 の97%</p> <p>②共通仮設費 の90%</p> <p>③現場管理費 の90%</p> <p>④一般管理費等の55%</p> <p>ただし、計算式により算出した額が予定価格の10分の8を下回る場合は10分の8とし、予定価格の10分の9を超える場合は10分の9とする。</p> <p>※いずれも、概ねの数値</p>

なお、建築関連工事については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、次のとおり運用する。

- ・上表①直接工事費は、建築関連積算基準により算定した直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とする。
- ・上表③現場管理費は、建築関連積算基準により算定した現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。
- ・上記現場管理費相当額は、昇降機設備工事の場合は直接工事費の20%、その他の工事の場合は直接工事費の10%とする。

## 別添 1

※WTO対象の工事とは、予定価格が「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年11月1日政令第872号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める額以上の工事であり、現時点では予定価格が2億9千万円以上の工事をいう。

なお、今後この金額に変更があった場合は、変更後の金額に読み替えるものとする。

### 2 施行日

平成31年4月15以降に入札公告、指名通知を行う工事から適用する。

### 3 適用除外

標準的な積算基準によることが著しく不相当又は困難であると認められるものについては適用除外とすることができるので、事前に主管課と協議すること。

島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(調査基準価格の決定)</p> <p>第4条 予定価格が「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特列を定める政令」(平成7年11月1日政令第372号)第3条第1項に規定する総務大臣の定める額(以下「WTO適用基準額」という。)未満の工事の調査基準価格は、別に定める算定式により、対象工事の請負額の10分の8以上を目的として決定し、予定価格調書に記載するものとする。</p> <p>2 予定価格がWTO適用基準額以上の工事の調査基準価格は、別に定める算定式により、対象工事の請負額の10分の8から10分の9.2を目的として決定し、予定価格調書に記載するものとする。</p> <p>第5条～第17条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成31年4月15日から施行する。</p> <p>別表1、2 省略</p>	<p>島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>調査基準価格の決定)</p> <p>第4条 予定価格が「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特列を定める政令」(平成7年11月1日政令第372号)第3条第1項に規定する総務大臣の定める額(以下「WTO適用基準額」という。)未満の工事の調査基準価格は、別に定める算定式により、対象工事の請負額の10分の8以上を目的として決定し、予定価格調書に記載するものとする。</p> <p>2 予定価格がWTO適用基準額以上の工事の調査基準価格は、別に定める算定式により、対象工事の請負額の10分の8から10分の9を目的として決定し、予定価格調書に記載するものとする。</p> <p>第5条～第17条 省略</p> <p>別表1、2 省略</p>

## 島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部の発注する建設工事に係る入札について低入札価格調査制度を実施するにあたり必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において「低入札価格調査」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき落札者を決定するための調査をいう。

2 この要領において「調査基準価格」とは、低入札価格調査を行う基準となる価格をいう。

3 この要領において「低価格入札者」とは、調査基準価格を下回る入札を行った者をいう。

### (適用対象工事)

第3条 この要領は、島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部の発注する建設工事のうち請負対象額1億円以上の工事及び総合評価方式により発注する工事（以下「対象工事」という。）に適用する。なお、標準的な積算基準によることが著しく不相当又は困難であると認められるものについては適用除外とすることができる。

### (調査基準価格の決定)

第4条 予定価格が「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年11月1日政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める額（以下「WTO適用基準額」という。）未満の工事の調査基準価格は、別に定める算定式により、対象工事の請負額の10分の8以上を目途として決定し、予定価格調書に記載するものとする。

2 予定価格がWTO適用基準額以上の工事の調査基準価格は、別に定める算定式により、対象工事の請負額の10分の8から10分の9.2を目途として決定し、予定価格調書に記載するものとする。

### (最低制限価格の適用除外)

第5条 対象工事に係る競争入札については、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の2に規定する最低制限価格を設けないものとする。

### (入札に参加しようとする者への周知)

第6条 対象工事に係る入札説明書、入札公告、及び掲示には次の事項を記載し、入札に参加しようとする者に周知するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。
- (3) 低価格入札者は、必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 低価格入札者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。
- (5) 低価格入札者は、第8条に定める資料の提出を要すること。
- (6) 低価格入札者との契約に係る措置に関すること。

(入札の執行)

第 7 条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して落札決定の保留を宣言するとともに、調査のうえ後日落札者を決定すること、及び落札の決定をしたときは入札者に通知又は連絡することを告げて入札を終了するものとする。

(調査資料の提出)

第 8 条 入札の結果、低価格入札者となった者は、次の各号に掲げる資料を入札執行日から 3 日以内に提出しなければならない。

- (1) 島根県公共工事共通仕様書に定める施工計画書
- (2) 当該価格で入札した理由 (様式第 1 号)
- (3) 工事費内訳書に係る、共通仮設費 (率分) の積算内訳書 (様式第 2 号)
- (4) 工事費内訳書に係る、現場管理費の積算内訳書 (様式第 3 号)
- (5) 工事費内訳書に係る、一般管理費等の積算内訳書 (様式第 4 号)
- (6) 手持ち工事の状況 (様式第 5 号)
- (7) 配置予定技術者名簿 (様式第 6 号)
- (8) 契約対象工事箇所と入札者の事務所・倉庫等との関連 (様式第 7 号)
- (9) 手持ち資材の状況 (様式第 8 号)
- (10) 資材購入先及び単価一覧 (様式第 9 号)
- (11) 手持ち機械の状況 (様式第 10 号)
- (12) 機械リース元一覧 (様式第 11 号)
- (13) 労務者の確保計画 (様式第 12 号)
- (14) 施工体制台帳
- (15) 下請予定業者等一覧 (様式第 13 号)
- (16) 島根県又は国土交通省中国地方整備局発注の前年度に完成した工事一覧 (様式第 14 号)
- (17) 技術提案 (施工上の留意点) 等の実施に関する計画 (様式第 17 号)

2 前項の期限については、島根県の休日をも定める条例第 2 条の規定を準用し、期限までに提出しない者は失格とする。

(数値的判断基準)

第 9 条 入札執行者は、低価格入札者が前条により提出した資料等に基づき、別表 1 に掲げる基準に適合するかどうかを確認するものとする。

2 別表 1 に掲げる基準に適合しない低価格入札者は、失格とする。

(重点調査の実施)

第 10 条 入札執行者は、低価格入札者について、次の各号 (以下「失格基準」という。) に該当するか否かの調査を実施するものとする。

- (1) 当該入札価格では契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる。
- (2) 低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる。

2 入札執行者は、工事費内訳書について請負対象額の内訳と比較し、著しく価格に差のあ

るものについて、前条第1項の資料を参考にし次の各号に留意しながらヒアリング等必要な調査を行いその理由を明らかにするものとする。

- (1) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
  - (2) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
  - (3) 契約対象工事箇所と低価格入札者の事務所・倉庫等との関連（地理的条件）
  - (4) 手持ち資材の状況
  - (5) 資材購入先及び購入先と低価格入札者との関係、購入単価の妥当性
  - (6) 手持ち機械の状況
  - (7) 労務者の確保計画
  - (8) 契約対象工事における一次下請予定業者及びその契約予定金額
  - (9) その他工事の特殊性等により必要と認められる事項
- 3 前項の調査を行っても、なお疑問の残る入札価格については、低価格入札者に関して、さらに次の内容を調査するものとする。
- (1) 経営状況（取引金融機関及び保証会社等への照会）
  - (2) 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払の状況及び下請代金の支払遅延状況）
  - (3) その他必要な事項

（公正入札調査委員会への付議等）

第11条 入札執行者は、前条の調査結果を低入札価格調査票（様式第15号）及び工事費内訳書にまとめ、次のとおり処理するものとする。

- (1) 本庁において入札執行を行う工事については、各部に設置する公正入札調査委員会（以下「各部委員会」という。）の事務局担当課長に通知するものとする。
- (2) 前号以外の工事については、各執行機関の入札参加者指名審査会等に諮り、低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められたときは、当該入札者を落札者と決定するとともに、事務局担当課長に報告するものとする。

なお、低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときは、前号に準じ各部委員会事務局担当課長に通知するものとする。

（委員会の審議）

第12条 各部委員会の事務局担当課長は、前条の通知を受けたときは、低入札価格調査票及び工事費内訳書を添えて各部委員会の審議に付さなければならない。

- 2 各部委員会は、低価格入札者が第10条第1項各号に規定する失格基準に該当するか否かを審議し、その結果を通知するものとする。
- 3 各部委員会の組織については、別に定める。

（落札者の決定等）

第13条 入札執行者は、前条第2項の通知において低価格入札者が失格基準に該当しないとされた場合はその者を落札者と決定するものとし、低価格入札者が失格基準に該当するとされた場合はその者を落札者としないものとする。

- 2 入札執行者は、前項により低価格入札者を落札者としないこととした場合は、低価格入札者の次に最低の価格をもって入札をした者又は評価値の高い者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。

- 3 次順位者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合は、次順位者について第 8 条から第 12 条の規定を準用し、調査を行い委員会に付議するものとし、その結果により前 2 項に基づき落札者とするか否かの決定を行うものとする。なお、これによっても落札者が決定しない場合は、以下順次前項及び本項を適用し落札者を決定する。
- 4 入札執行者は、落札者を決定したときは、その結果を入札者に通知するものとする。

(入札結果等の公表)

- 第 14 条 低入札価格調査を実施した工事に係る入札結果の公表に際しては、閲覧に供する入札調書の写しの適用欄に「低入札価格調査対象工事」と記載するものとする。
- 2 第 10 条に規定する重点調査を実施した工事については、契約締結後、低入札価格調査の概要（様式第 16 号）により調査結果をホームページにおいて公表する。

(監督体制の強化等)

第 15 条 対象工事の請負者が低価格入札者であった場合は、当該工事の施工を監理する地方機関の長は次の措置をとるものとする。

(1) 施工体制台帳の内容聴取

施工体制台帳の提出に際し、必要に応じて、請負者の支店長、営業所長等からその内容の聴取を行う。

(2) 施工計画書の内容の聴取

施工計画書の提出に際し、必要に応じて、請負者の支店長、営業所長等からその内容の聴取を行う。

(3) 重点的な監督業務の実施

監督職員に対し、監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するにあたっては立会することを原則として入念に行わせるものとする。

また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行わせるものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴取させる。

(4) 労働安全部局との連携

安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

(5) 中間検査の実施

請負額が 5 千万円以上の工事の場合は工期中 2 回、5 千万円未満の工事については工期中 1 回の中間検査を実施する。

(6) 下請業者へ適正な支払確認等のための立入調査

下請業者を含め、下請契約の締結状況、下請代金の支払状況について立入調査を実施するとともに、改善が必要な場合には、建設業法に基づく勧告、監督処分等を実施する。

(低価格入札者との契約等に係る措置)

第 16 条 第 13 条の規定により落札者と決定された低価格入札者と契約を締結しようとする場合は、落札者に対し、次に掲げる事項を義務付けるものとする。

(1) 請負代金額の 100 分の 30 以上の契約保証金を納付すること。

(2) 前金払の金額を請負代金の 10 分の 2 以内とする。

- (3) 専任の監理技術者等の配置が義務づけられている工事においては、当該技術者が現場代理人を兼務することを認めないものとする。
- (4) 専任の監理技術者等の配置が義務づけられている工事においては、落札者に県又は国土交通省中国地方整備局発注の工事において前年度中に完成した工事があり、当該工事において、別に定める工事成績評定点未滿の工事成績評定を通知された者であるときは、配置予定技術者のほか同等の要件を満たす技術者を1名現場に専任（当該工事の現場代理人、他の工事との兼務は認めない。）で配置（落札者が特別共同企業体の場合は、代表者に対してのみ求めるものとする。）し工事品質の確保を図るものとする。なお、増員する技術者は、引き続き3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であるものとする。
- (5) 現場専任での技術者配置を要しない工事についても、本条第3号及び第4号の規定を準用するものとする。
- (6) コンクリート造等の建物又は土木工作物については、別に定める規程により非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定、及び非破壊・微破壊試験によるコンクリート強度測定を実施し検査結果を報告するものとする。
- (7) 島根県公共工事請負契約約款第45条に規定する瑕疵担保期間は、木造の建築物等及び設備工事等の場合は2年、コンクリート造等の建物又は土木工作物等の建設工事にあつては4年とする。
- (8) 瑕疵担保期間中は、別に定める規程により受注者において年1回現場調査を行い、発注者に報告するものとする。
- (9) 下請負契約は、相互に契約書を交わすものとし、写しを施工体制台帳に添付するものとする。
- (10) 工事完了時において、別に定める「工事コスト調査」に協力するものとする。

#### (入札参加資格の制限)

- 第17条 入札に参加しようとする者に、別表2に掲げる工事において完成した低入札価格調査対象工事があるとき、当該工事において70点未滿の工事成績評定を通知された者（共同企業体の構成員（ただし出資比率20%以上）として工事成績評定を通知された者を含む。）は、同表に掲げる期間、入札に参加することができない。
- 2 前項で掲げる入札に参加することのできない期間は、年度当初において前年度の工事成績評定がまとまるまでは延長することができる。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成16年10月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第17条の規定は平成18年10月1日以降に完成した工事から適用する。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成20年3月17日から施行し、同日以降に入札公告を行う工事から適用する。
- 2 平成20年3月17日前に契約を締結し、本要領の適用を受けている工事については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 25 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 25 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 31 年 4 月 15 日から施行する。

(別 表 1)

数値的判断基準 (第 9 条関係)

工事費内訳書の記載から、次の各項目のすべてを満たすことが確認できること。

項 目	判 断 基 準
直接経費 (直接工事費と共通仮設費積み上げ分の合計)	低価格入札者の設計金額 (直接経費、以下同じ。) が県の設計金額の 85 % 以上であること。
共通仮設費定率分	低価格入札者の設計金額 (共通仮設費定率分、以下同じ。) が県の設計金額の 70 % 以上であること。
現場管理費	低価格入札者の設計した現場管理費が、県の設計額の 70 % 以上であること。
一般管理費等	低価格入札者の設計した一般管理費等が、県の設計金額の 30 % 以上であること。

(別 表 2)

発注機関	対 象 工 事	入札に参加することのできない期間
島 根 県	総務部、防災部、農林水産部及び土木部発注の建設工事	工事成績評定通知を受けた日の属する年度及び翌年度
国土交通省 中国地方整備局	営繕、港湾空港発注工事を除く直轄土木工事	工事成績評定通知を受けた日の属する年度の翌年度